

# 身体拘束廃止に関する指針

社会福祉法人 五常会  
特別養護老人ホーム 瀬戸の里

## 1 身体拘束廃止に関する考え方

身体拘束は人間の活動そのものを制限し、自由を抑制してしまいます。そして、何よりも拘束は大きな苦痛と著しい被害・ダメージをその方に与えてしまい、尊厳ある生活を阻むものです。当施設では利用者の尊厳と主体性を尊重し、身体拘束廃止に向けた意識を持ち身体拘束をしないケアの実施に努めます。

### (1) 介護保険指定基準の身体拘束禁止の規定

サービス提供にあたっては、当該利用者または他の利用者の生命または身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他、利用者の行動を制限する行為を禁止します。

### (2) 緊急やむを得ない場合の例外三原則

利用者個々の心身の状況・疾病・障害を理解した上で身体拘束を行わないことが原則です。しかしながら、以下の3つの要素の全てを満たす状態にある場合は、必要最小限の身体拘束を行うことがあります。

切迫性：利用者本人または他の利用者の生命または身体が危険にさらされる可能性が高いこと。

非代替性：身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する方法がないこと。

一時性：身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。

上記3つの要件に照らし合わせながら、最も良いケアの方法を検討していく姿勢を持ちます。

## 2 身体拘束廃止に向けての基本方針

### (1) 身体拘束の原則禁止

当施設では原則として身体拘束及びその他の行動制限を禁止します。

### (2) やむを得ず身体拘束を行う場合

その方にとっては何が良いか、他の方法はないか等、常に考え相談し検討をして行きます。本人や家族の思いを尊重しながら最も良いと思われる方法を模索して行きますが、本人または他の利用者の生命または身体を保護するための措置として緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は、身体拘束廃止委員会を中心に十分検討を行い、身体拘束による心身の損害より身体拘束をしないリスクの方が高い場合で、切迫性・非代替性・一時性の3要件の全てを満たした場合のみ、本人・家族への説明と同意を得て行います。

### 3 身体拘束廃止に向けた体制に関する事項

当施設では「身体拘束廃止委員会」を設置します。

#### (1) 委員会の構成員

施設長 介護支援専門員 生活相談員 看護職員 介護職員  
(管理) 栄養士 その他、施設長が任命する者

#### (2) 委員会の開催

委員会は3カ月に1回以上開催し、次のことを検討する。

ただし、必要時には随時開催をする。

ア 施設内での身体拘束廃止に向けての現状把握及び改善について

イ 身体拘束を実施せざるを得ない場合の検討及び手続

ウ 身体拘束を実施した場合の解除について

エ 規定及びマニュアル等の整備

オ 職員全体への教育研修の企画・実施

### 4 やむを得ず身体拘束を行う場合の対応

本人または他の利用者の生命または身体を保護するための措置として、緊急やむを得ず身体拘束を行わなければならない場合、以下の手順に従って実施します。

#### (1) 緊急やむを得ない状況になった場合、委員会を中心として各関係部署の代表が集まり、拘束による利用者の心身の損害や拘束をしない場合のリスクについて検討し、身体拘束を行う前に 切迫性 非代替性 一時性の3つの要素を全て満たしているかどうかについて検討・確認をします。

要件を検討・確認した上で、身体拘束を行うことを選択した場合は、拘束の方法・場所・時間帯・期間等について検討し、本人・家族に対する説明書を作成します。また、廃止に向け改善の検討会を開催し、早期改善に努めます。

#### (2) 利用者本人や家族に対しての説明

身体拘束の内容・目的・理由・時間・期間・場所・改善に向けた取り組み等を説明し、十分に理解を得られるように努めます。

また、身体拘束の同意期限を超え、なお拘束を必要とする場合については、事前に契約者・家族等と行っている内容と方向性、利用者の状態などを説明し、同意を得たうえで実施します。

#### (3) 記録と再検討

法律上、身体拘束に関する記録は義務付けられており、専用の様式を用いてその様子・心身の状況・理由などを記録します。

身体拘束の早期解除に向けて、拘束の必要性や方法を逐次検討します。その記録は2年間保存します。

#### (4) 拘束の解除

(3)の記録と再検討の結果、身体拘束を継続する必要性がなくなった場合は、速やかに解除します。その場合には、契約者・家族に報告します。

#### 《介護保険指定基準において身体拘束禁止の対象となる具体的な行為》

徘徊しないように、車椅子や椅子・ベットに体幹や四肢をひも等で縛る  
転落しないよう、ベットに体幹や四肢を縛る  
自分で降りられないように、ベットを柵で囲む  
点滴・経管栄養のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る  
点滴・経管栄養のチューブを抜かないように、または皮膚を掻きむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋をつける  
車椅子・椅子からずり落ちたり立ち上がったたりしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト・車椅子テーブルをつける  
立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるような車椅子・椅子を使用する  
脱衣やオムツ外しを制限するために、介護服(つなぎ服)を着せる  
他人への迷惑行為を防ぐために、ベットなどに体幹や四肢をひもで縛る  
行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる  
自分の意志で開けることのできない居室等に隔離する

#### 5 身体拘束廃止に向けた各職種の役割

身体拘束の廃止のために、各職種の専門性に基づくアプローチからチームケアを行うことを基本とし、それぞれの果たす役割に責任を持って対応します。

##### 《施設長》

- ア 身体拘束における諸課題等の最高責任者
- イ 家族・医療・行政機関・その他の機関への対応

##### 《身体拘束廃止委員会》

- ア 身体拘束廃止のための指針の周知徹底
- イ 身体拘束に関するシステムの確立
- ウ 身体拘束に関する対応策及び防止策の検討
- エ 検討内容の実践、結果確認及び再検討
- オ 身体拘束廃止に向けた職員教育

### 《看護職員》

- ア 医師との連携
- イ 施設における医療行為の範囲の整備
- ウ 重度化する利用者の観察

### 《各部署》

- ア 医療機関・家族との連携調整
- イ 家族の意に添ったケアの確立
- ウ 拘束がもたらす弊害の認識と、人格の尊厳を理解する
- エ 利用者の疾病・障害による行動の特性を理解する
- オ 利用者個々の状態を把握し、基本的ケアに努める
- カ 利用者とのコミュニケーションを十分にとる
- キ 施設のハード・ソフト面の改善
- ク 記録の整備

## 6 身体拘束廃止・改善のための職員教育

介護に携わるすべての職員に対して、身体拘束廃止と人権を尊重したケアの励行を図り、事故防止と合わせてリスクマネジメントとしての職員教育を行います。

定期的な教育・研修（年2回以上）

新任者に対する身体拘束廃止・改善のための研修

その他、必要な教育・研修

## 7 身体拘束廃止に関する指針の開示

当該指針は、利用者及び家族に身体拘束廃止への理解と協力を得るため、施設内掲示やホームページに掲載をする。

## 8 附則

この指針は平成30年5月1日より施行する